

掲示場用ポスター作成証明書

次のとおり掲示場用ポスターを作成したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和 8 年 1 1 月 2 2 日執行 鳥取市議会議員選挙
候補者 氏名

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	箇所

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書その他のポスターを作成した実績を証する書類(ポスター作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたものに限る。以下「納品書等」という。)の写しを添付のうえ、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が鳥取市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書等の写しを請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 4 1 人の候補者を通じて市費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく市費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額

$$\frac{158,125 \text{ 円} + 586 \text{ 円} \times 591}{\text{ポスター掲示場の数 (591)}} = \text{単価} \cdots 1 \text{ 円未満の端数は切上げ}$$

$$\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$